

お知らせ

国民年金には
任意加入制度が
あります

国民年金は、20歳～60歳の40年間保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金(792,100円)が受けられることになっています。しかし、保険料を納められなかったり、公的年金に未加入の期間があると、満額の基礎年金は受けられません。また、保険料を納めた期間(免除や学生納付特例が認められた期間を含む)が25年以上なければ、年を取ってから年金を受けられない場合もあります。任意加入制度は、60歳までに受給資格期間を満たさない方や、受給資格期間は満たしているけれども、未納や未加入期間

があるため減額となる年金を、より満額に近づけたいという方のために、60歳以降も引き続き65歳まで国民年金に加入できる制度です。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、特例的に70歳まで延長して任意加入することができます。ただし、任意加入の方には免除制度は適用されず、必ず保険料を口座引き落としにすることが義務付けられています。

詳しい内容は、高知西社会保険事務所又は、町民課にご相談ください。

お知らせ

ねんきん定期便の
送付について

4月から現役の年金加入者に対するねんきん定期便が送られていますが、年末からは老齢年金受給者で厚生年金の加入期間がある方に対して、「標準報酬のお知らせ」が送られ始めています。届いた方は、厚生年金加入時の給料と

の確認をお願いします。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

町民課

☎ 893-1117

お礼

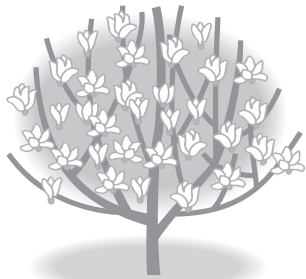
いの町天王南4丁目6番地4

山崎 史様から

教育支援センターに多額のご寄付をいただきました。ありがとうございます。

学校教育課

紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。



こんな場合には気をつけて!～悪質リフォーム業者にご注意!～

- Q どんな場合が多い? A
- Q どんな人が狙われやすい? A
- Q 本当に工事が必要な場合もあるのでは? A
- Q もし契約した後で不安になったら? A

突然訪問した業者が、床下や屋根などに上がり、断熱材や柱に「カビが発生している。」「漆くいや瓦が傷んでいる。」などと言って、高額な工事を契約させるなどといった事例が発生しています。床下や屋根などに容易に上がれないことをよいことに、「今すぐ改修しないと大変なことになる。」などと言って契約を迫る場合もあります。

主に、被害が多いのは、高齢者ですが、高齢の方でなくても、素人では容易に床下や屋根に上がることができません。それをいいことに、言われるまま高額な契約をしてしまうことがあります。

そんな時は、①すぐに契約しないで、②家族や周りの信用のおける方などに相談しましょう。また、③その業者以外にも見積りを出してもらうなどして、金額が妥当なのか、必要な工事なのかを見極める必要があるでしょう。

訪問販売の場合、工事の開始後でも、クーリングオフの期間内であれば解約できます。

不安を感じたら、なるべく早く下記等に相談してください。

消費生活の被害やトラブルの相談は

- 産業経済課 (月～金曜日[ただし祝日を除く。] 9:00～16:00)
- 高知県立消費生活センター (月～金曜日、日曜日 9:00～16:45)

☎ 893-1115
☎ 824-0999

